

Q4

理解を深めよう もう一問!

「児童虐待かな？」って思ったらどうすればいいの？

児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、通告する義務が全ての人にあります。

2004年に児童虐待防止法が改正され、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に変更されました。

通告が義務になっている理由は、子ども自身がなかなか虐待を受けていることを訴えられないということがあります。まず、自身がされている行為が虐待に当たることをその時は気づいていない（わからない）ということもありますし、主たる加害者が実父母の場合、自分の今後の生活で頼れるのは加害の親であり、なかなか虐待を受けているとは言い出せないのです。

虐待通告の重要さはよくわかったけど、間違えて通告してしまったらと思うと…。しつこくやっているかもしれないから、私の勘違いだと申し訳ないし…。



ポイント

通告は「匿名」で行うことも可能です。通告者の情報や通告内容が漏れることもありません。また、虐待と認められなかったときも、通告した方が責任を問われることはありません。ですから、虐待の疑いを感じたら、ためらわずに通告することが大切です。



虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号があるよ。☎

189

(いちはやく) と覚えよう!